

## 第2回佐久市都市計画審議会

日 時：平成 25 年 7 月 26 日（金）

午前 10 時 00 分から 11 時 30 分

場 所：佐久市役所 8 階 大会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

#### （1）議事録署名委員の指名

#### （2）事務報告

##### ①傍聴者報告

##### ②前回（第1回）議案の処理状況等報告

#### （3）議案審議

##### 第1号議案 佐久都市計画火葬場の決定について

##### 事務局及び担当部署による説明

##### 質疑・意見等

（委員） 国道 141 号からの火葬場の進入路について、今の説明ですと北側からしか進入できない、南側から入るのは不可能だと思うのですが、必ず、インターから降りて入るか、小諸市側御影の方を回ってから入るかしか入れないと思いますが、吉田工業の東側に道がありますが、あの辺を通って南側に入るということはできませんか。

（担当） 菅池の信号から入った時に [ ] と近隣の方がありますが、そこは通ってもらうと支障が出るという意見がありました。南側というと、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ] がございます。困るということで、少し不便ではありますが、北口からの進入路しかないということで計画しました。

（委員） 佐久地域の方はかなり、南側を通した方が便利性がいいのではないかと、[ ]、[ ] が駄目だというなら、小田井の方のセブンイレブンが出来ていますがあの辺りから新しく道を広げて南側から入れるようにするとかはどうか。

（担当） 小諸市の御影区長、小諸市役所と一緒に協議をいたしまして 2 ルート確保したいということで、委員さんが申し上げたとおり高速に側道がございます、そちらの方面から出

入り出来ないかと協議しています。

(委員) 北側から入るのではなくて、南側から入るような進入路も検討してはどうかという提案です。

セブンイレブンが出来ているこちら側から。

(担当) 先ほどお話ししましたが、住宅地、アパート等があり折衝しているなかで。

(委員) 駄目だということですか。

(担当) そうです。違う説明をして申し訳ないのですが、食肉センター、インターワエーブの方から入れるような事を協議しています。国道長土呂から行って右折は出来ないので、小諸の方、旧道を通ってツルヤの方に出てきて進入するという方法しか今はありません。

(委員) 長い目で見て南側からも入れるように続けていった方がいいと思います。北側ではなく南側から入れるルートを検討して、特に長土呂地区の方はそういう思いが強いと思います。

北側だけでなく南側もありますので、今は駄目だとしても、何らかの検討は続けていった方がいいと思います。

(会長) 他にご意見お願いします。

(委員) 意見書を出された2番目の方は、予定地から100m位に居住しているわけですが、佐久市の条例では住宅からは500mの距離があること、市長が支障がないと認める場合とありますが、100mといえば目と鼻の先です。そこの人が同意すればいいですが、反対している状態では建設は出来ないのではないか。

(担当) この話を進める当時から何回も折衝をしており、その中で、自分の住宅の前は通っては困るという話もあり、[ ] の施設の関係もある中で、新たな進入道路とのことで先ほど言いました道路を建設ということで、毎月1回程度その方の所に伺って、情報提供する中で現在進めていますので、直接反対ということではなく、条件を受けまして、新設の道路で話している状況です。

(委員) 反対ではないですね。

(担当) ご理解をいただくということで、何回か行く中でそういう話になっています。実際に、建設に反対される所に視察に行くとわかるのですが、都会に限らず条例の制約事項はございますが、実際には隣が住宅、工場等という所もあります。

(委員) ただ、100m以内にそういうものを建てるについて、普通の人なら嫌なら反対

します。その人がいいと言えばだが、反対しておられるので私はできないと思いました。

(委員) 私の意見として、地形の観点からして理想的だと思います。建物にとっても好条件に近いものであるような気がします。それよりも、都市計画的、建設土木的な観点から若干気になったんですが、駐車場、その他は、大した状況にはならないと思うのだが、中心となる、建物の約3700m<sup>2</sup>、1階の部分が約2700m<sup>2</sup>、ここに大きな建物。従いまして南側に面します、10mになる崖地があるということで、災害のないプランを立てていただきたい。その辺の建築的観点は配慮させていただきたい。

(担当) 今後の契約の中でご意見を参考とさせていただきます。

(会長) ご意見を承りましたので、今後の計画の中に参考にしていただくということでよろしいですか。  
他にございますか。

(委員) 4人の方が意見書を出されているのですが、それぞれ決められた理由があるというのは分るので、誰にでも感じること、火葬場にしても、迷惑施設というイメージが強いのだが、現実に迷惑があるのかなということを、調査研究、私達議会も何度も行っているがほとんどない状況です。しかし特に2番目の方100mの範囲となると嫌な思いがするだらうな思いはありますので、毎月のように誠意をもって交渉している、快く理解をしていただき、上から「こうだよ」と言うのではなく、相手の言い分を十分聞きながら進めてほしい。場所については改めて、長土呂の場所が決まるまでに横和と、北耕地2か所、住民の反対によって建設が出来ない状況であった。幸い長土呂の皆様方、役員の方の努力とご理解により区民の同意をいただいていることですから、今後も誠意をもってやっていただきたい。

それと、進入路が片方ぐるっと回っていかないといけない、現在そのような状況のようですが、大きい課題だと思います。新しいルートを見つけていく必要があると思う。今後の研究課題だと思うので、よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございました。

是非、反対されている皆様のお気持ちをご配慮いただいて進めてください。

他にございますか。

ご意見がございませんようでしたら、ここで佐久市都市計画火葬場の決定について、原案どおり進めてよろしいか、挙手をもって採決したいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

・・・挙手・・・

一人反対の方がいますが、賛成多数ということで原案どおり進めさせていただきたい

と思います。

どうもありがとうございました。

今後、この結果を踏まえまして市長への議決の通知をさせていただきます。

#### (4) 調査審議

##### ① 特定用途制限地域について

事務局及び担当部署による説明

質疑・意見等

(委員) 色がかかっているところを用途制限地域に指定していると思いますが、法律的にはどちらが優先されるのか。

(事務局) 農振につきましても農振に指定される位置づけがあり、1種農地、2種農地、3種農地と指定があります。1種農地は規模が大きく、優良な農地で、今後も農地でいくべきもの、2種農地については少し規模が小さくて、場合によっては農振が外れる、3種農地については、積極的に農地として確保する必要がない農地、という3段階に分かれています。その中で都市施設、今回はインターチェンジですがその周辺につきましては、3種農地にすると農振法からの内容になってしまって、必然的に3種農地になる。他にも都市施設はどのようなものかというと駅、役場など、整備された区域です。

(委員) 農振が外しやすくなるという話ですか。

(事務局) 3種農地になったことによって、農振がはずれ易くなったということで、今回、特定用途制限地域を加えることによって外れやすくなるのではなく、すでに、外れ易くなっているものですから用途制限を加えていこうとするものです。

(委員) すでに、ここは3種になっているということですね。インターチェンジができると確かにおかしなもので用途の制限が必要というのも理解できるのですが、半径300mというのが余りにも行政的といいますか、アバウトなものだと思うのですがその辺はどうですか。

(事務局) あくまで、300mというのは農地法の関係から来ているもので、無秩序な開発をされてしまうので守る必要があります。この範囲から外れる場合は、これまでどおり1種農地となっていますので簡単に農振を外すことはできなくなります。

(会長) 他にございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、「特定用途制限地域について」は今後、関係機関の調整、地元関係者等への説明を行い、案を作成したところで改めて佐久市都市計画審議会にお諮りすることになります。

りますのでご了承をお願いします。

4 その他

特になし。

5 閉会